

独立行政法人国際観光振興機構  
平成24年度業務実績評価調書

平成25年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成24年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（1）効率化目標の設定</p> <p>① 一般管理費 一般競争入札等の活用等により、業務運営の効率化を推進し、一般管理費のさらなる削減に努める。</p> <p>【数値目標】 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で15%程度に相当する額を削減する。</p> <p>② 運営費交付金対象業務経費 一般競争入札等の活用、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて、業務運営の効率化を推進し、運営費交付金対象業務経費の更なる削減に努める。</p> <p>【数値目標】 運営費交付金対象業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で5%程度に相当する額を削減する。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（1）効率化目標の設定</p> <p>中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度に比べ、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については15%に相当する額を、運営費交付金対象業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については5%程度に相当する額を削減すると目標を達成するため、一般競争入札等の活用、事業の見直しや事業執行方法の改善等により業務運営の効率化を推進する。</p>	A	<p>・一般管理費については、平成24年度12月から年度末に向けての急激な円安があったものの、一般管理費の削減に向けて努力した結果、平成19年度比15%削減という目標に対し、18百万円（16.8%）の削減となり、目標を達成した。</p> <p>・運営費交付金対象業務経費については、事業の実施にあたって、一層の一般競争入札の実施をすることともに、出来る限り競争性の高い契約を採用すること等効率化に努めたことにより、運営費交付金対象業務経費は、平成19年度比で5%程度削減するという目標に対し、平成19年度比76百万円（11.2%）の削減となり、目標を大きく上回った。</p> <p>以上のとおり、効率化目標の実現に向けて積極的に対応しており、年度当初計画を着実に実行していると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>(2) 総人件費改革</p> <p>総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。</p> <p>また、機構の給与水準に関しては、国内事務所が東京のみであること、職員の学歴構成が高いこと等の理由から、国家公務員に対する指数では105.3、東京都在勤の国家公務員に対する指数では93.8（指数はともに平成18年度）となっているところであるが、引き続き、給与水準の適正化について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>(2) 総人件費改革</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含めて役職員給与の適切性を厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総人件費については、人員の効率的な運用及び職員の能力、実績を適正に把握する人事評価制度により、昇給、昇格に際して勤務成績等を考慮した運用を行ったほか、平成24年度は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた措置を実施した結果、昨年から4.3%を削減した。</li> <li>・ 平成24年度のラスパイレス指数（国家公務員と比較した給与水準）は、給与減額支給措置の開始時期が国家公務員よりも3カ月後ろ倒しとなったこと等の影響により、昨年から+8.9の113.9となったが地域・学歴を勘案した国家公務員との比較においては、100を下回る96.7（対前年比+8.9）となった。</li> </ul> <p>以上のとおり総人件費改革のため積極的な取り組みを行っており、年度当初計画については着実な実績を上げていると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>(3) 組織体制の整備</p> <p>機構の経営資源を海外宣伝事業に重点的に配分するとともに、各業務の連携が効率的に行えるよう、本部組織の改革を行う。具体的には事業を行う事業本部と企画・管理業務を行う企画本部の2本部制とする。各本部の本部長は理事が務める。</p> <p>事業本部は海外宣伝事業を行う海外プロモーション部と国際会議等の誘致・開催支援業務を行うコンベンション誘致部の2部によって構成される。海外プロモーション部は、事業別の組織から市場別の組織に再編するとともに、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業を着実に推進していくためビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局が発揮していた機能を承継する。ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の機能を統合することで、機構のもつ様々な機能との相乗効果を発揮し、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業の効果的かつ効率的な実施に一層貢献し、これまで以上の実績を上げることが目指す。</p> <p>企画本部には、機構全体の計画の策定・実行管理等を行う企画部と人事・総務・経理業務を担う総務部を設置する。</p> <p>本部における業務運営の一層の効率化に努め、海外事務所へ経営資源を重点的に配分する。また、海外事務所については、活動内容の実績や市場の将来性について毎年度厳格に評価を行い、事務所数や配置の適正性、予算や人員等の経営資源の配分等について、不断の見直しを行う。</p>	<p>(3) 組織体制の整備</p> <p>機構の経営資源を海外宣伝事業に重点的に配分するとともに、各業務の連携が効率的に行えるよう、平成20年4月1日に、本部組織の改革を行ったところであるが、「観光立国推進基本計画」（平成24年3月30日閣議決定）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、第二期中期計画の趣旨を更に徹底するため、平成24年4月に組織改正を行う。具体的には、観光庁との役割分担の下、海外宣伝事業の実施に更に重点を置くとともに、地方公共団体・経済界との連携等を強化するなど事業部門を強化するため、企画本部の下に置かれている総務部と企画部を統合して経営戦略部を設置し、管理部門を一元化して海外事務所等に効率的・機動的に経営資源の配分を行う体制を構築する。また、地方公共団体・経済界との連携等によるプロモーション体制の強化に取り組むため、事業連携推進部を新設することとし、これに伴い、企画本部と事業本部は廃止する。なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づく措置状況等を踏まえ、必要に応じこれらの組織体制について見直しを行う。</p>	A	<p>・管理部門の一元化、事業連携推進部の設置など本部組織の改編を通じて、海外宣伝事業の実施に更に重点に置くとともに、地方公共団体・経済界との連携によるプロモーション体制の強化に取り組むことが可能な体制を構築した。</p> <p>・海外事務所については、定量的・定性的パフォーマンスを把握し、事業・運営の検証を行うとともに、その結果を踏まえ、海外事務所運営の改善を図った。</p> <p>以上のとおり、機構の持てる力を最大限発揮すべく組織体制の整備を着実に進めていると認められる。</p>	<p>・海外事務所の組織体制について、訪日旅行者が増えている国やプロモーション活動が活発になると思われる国に対しては、引き続き体制の見直し・強化を図っていくべきである。</p>

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成24年度計画			
<p>(4) 関係機関との連携強化</p> <p>在外公館、日本貿易振興機構、国際交流基金等他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、できる限り、広報宣伝・情報提供等の分野での協力を求める等、連携を強化する。また、国土交通省が諸外国の政府と連携して実施する国際観光協議について協力するとともに、他国の政府観光局等との連携・協調を図り、日本を含む複数国を訪れる旅行需要の喚起に努める。さらに、国内の関連団体との連携・協調を図る。</p>	<p>(4) 関係機関との連携強化</p> <p>「観光立国推進基本計画」において、在外公館をはじめとする関係省庁、インバウンドへの取組を加速する地方公共団体、日本ブランドの海外展開を進める経済界との連携等によりオールジャパン体制での海外プロモーション事業を展開するとされていることを踏まえ、在外公館、日本貿易振興機構、国際交流基金等他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、広報宣伝・情報提供等の分野で協力を求める等、連携の強化に努める。</p> <p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」の指摘等を踏まえ、国際交流基金との協働あるいは連携強化の在り方についての協議の場において、検討を行う。また、国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所とのワンストップサービスを実現するとともに、当機構の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、協議の場において、検討を行う。</p>	A	<p>・在外公館・日本貿易振興機構・国際交流基金・他国政府観光局・民間事業者等との連携事業を積極的に推進し、民間の持つブランド力やノウハウ・ネットワークを活用した費用対効果の高い共同プロモーションやPR事業を実施し、日本ブランドの確立と訪日旅行のPRに貢献した。</p> <p>・国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構の海外事務所とのワンストップサービスに係る業務連携に係る合意書の締結をし、担当者の指名、定期的な会合の開催等を通じて、オールジャパンでの事業推進体制を強化した。</p> <p>・平成23年度に国際交流基金の入居ビルに移転した北京事務所、バンコク事務所等において、宣伝ツールの配布ラックの相互設置、国際交流基金等の施設を活用した会議・イベントの開催等を行い、施設の共用化による連携を推進した。</p> <p>以上のとおり、関係各機関との連携強化が実行されていることから、着実な実績を上げていると認められる。</p>	<p>・関係機関との連携強化を引き続き進めていくべきである。</p>
<p>(5) 随意契約の見直し</p> <p>国における見直しの取組等を踏まえ、「随意契約見直し計画」等に基づき、不断の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るとともに、その取組状況を公表する。また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。さらに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>(5) 随意契約の見直し</p> <p>外部業者との契約については、平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、原則として一般競争入札等によることとするほか、契約に係る情報の公表を行う。</p> <p>また、監事による監査や契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行う。</p>	A	<p>・競争性のない随意契約については、平成23年度12件・178百万円から平成24年度11件・165百万円と前年度に対し件数・金額共に下がっている。なお、残る内容は本部事務所の借家料等の競争契約等への移行は困難なものである。</p> <p>・また、随意契約等見直し計画のフォローアップの公表等契約関係情報の公表を行うとともに、契約監視委員会の開催や随意契約に係る監事監査を実施する等入札・契約の適正な実施についてチェックを行っており、随意契約の不断の見直しを行っている。</p> <p>以上のとおり、随意契約からの移行が難しい限界のレベルまで確実に推進していることから、着実に実績を上げていると認められる。</p>	<p>・随契監視委員会は四半期ごとに行っている例もあり、今後開催頻度について検討すべきである。</p>

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成24年度計画			
<p>(6) 民間からの出向者等の活用</p> <p>海外宣伝業務担当部門を中心に、民間からの出向者や中途採用者の積極的な活用を図るとともに、海外事務所においては、現地採用職員の積極的な活用を図る。また、地方自治体等からの有能な人材の登用も行き、他機関との連携強化による効率的な業務運営を図る。</p>	<p>(6) 民間からの出向者等の活用</p> <p>海外宣伝業務担当部門を中心に、民間からの出向者や中途採用者の積極的な活用を図るとともに、海外事務所においては、現地採用職員の積極的な活用を図る。また、地方自治体や観光関連事業者からの有能な人材の登用も行き、他機関との連携強化による効率的な業務運営を図る。</p>	A	<p>・他機関との連携強化に取り組み、平成24年度は新規の自治体、民間企業等からの4名を含め8名の人材を受け入れることにより出向者等の活用を図った。</p> <p>以上のとおり、地方自治体や民間企業等からの出向者の受け入れにより、関係機関との連携強化を図りつつ業務を遂行していることから、着実に実績を上げていると認められる。</p>	<p>・今後、中途採用者の積極的な活用も検討していくべきである。</p>
<p>(7) プロパー職員の育成等</p> <p>本部採用職員に対しては、海外事務所勤務を含め様々な業務を経験できるようキャリア形成に配慮した人事異動を行い、OJTや内外の研修なども活用し、職員の意欲向上と能力開発を図る。また、現地採用職員に対しては、その能力・意欲に合わせた処遇の改善を行い、業務への取組意欲の向上を図るとともに、一層の活用を進める。</p> <p>職員個々の能力と実績に基づいた適切な人事考課を実施し、適材適所の人事配置を行う。現地採用職員についても、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、可能な限り人事考課を実施する。</p> <p>プロパー職員を中核とした体制を構築するため、語学を始めとする専門能力をもった職員の採用・育成に努め、プロパー職員が国際観光振興機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築する。また、国からの出向者については、プロパーの育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。</p>	<p>(7) プロパー職員の育成等</p> <p>本部採用のプロパー職員に対しては、海外事務所勤務を含め様々な業務を経験できるようキャリア形成に配慮した人事異動を行い、OJTや内外の研修等も活用し、職員の意欲向上と能力開発を図る。</p> <p>また、現地採用職員に対しては、その能力・意欲に合わせた処遇の改善を行い、業務への取組意欲の向上を図るとともに、一層の活用を進める。</p> <p>職員個々の能力と実績に基づいた適切な人事考課を実施し、適材適所の人事配置を行う。現地採用職員についても、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、可能な限り人事考課を実施する。</p> <p>プロパー職員を中核とした体制を構築するため、語学を始めとする専門能力をもった職員の採用・育成に努め、プロパー職員が機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築する。</p>	A	<p>・常にキャリア形成に配慮した人事異動、職員の個別能力向上、現地採用職員の処遇の改善に努めており、業務遂行に必要な知識・スキルの習得のため、新たに会計実務の実施及び外部研修の活用等を行う等、着実に取り組んでいる。</p> <p>・また、全職員を対象に業務実績、能力、業務に対する姿勢等を評価項目として人事評価を行い、その結果を処遇に反映した。</p> <p>以上のとおり、研修と人事評価の手法によって各人の持つ能力を最大限スキルアップする体制をとっており、着実に実績を上げていると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>(8) 内部統制の充実</p> <p>組織規程等について、必要に応じて適切に見直しを行うとともに、職員等に対する周知を徹底する。</p>	<p>(8) 内部統制の充実</p> <p>組織規程及び倫理規程等について、必要に応じて適切に見直しを行うとともに、業務遂行のあり方を含めたコンプライアンスの意識を徹底するため、研修等の機会を活用し、職員等に対する周知を行う。</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織運営、労務管理等に関する規程の整備、研修・オリエンテーションを通じた事務処理の適正化のための周知を徹底している。</li> <li>・ また、法人文書の開示や保有個人情報の適正管理のための教育指導を強化する等、適切な管理を行っている。</li> <li>・ 特に、平成24年度は、震度6弱以上の地震を想定リスクとした「事業継続計画（BCP）」を新たに整備し、危機管理体制の充実を図った。</li> <li>・ さらに、監事監査計画に基づき各種監査を実施し、指摘事項を踏まえ業務の改善に取り組んだ。</li> <li>・ 組織・業務上の重要課題等について、役員及び幹部職員による意見交換を行う場として、平成23年度に設置した「JNTOの今後のあり方に関する検討会」を引き続き開催した。開催に当たっては職員からの意見を募集し、議論に反映させた他、検討会の検討結果は、第三期中期計画の策定にも反映させた。</li> </ul> <p>以上のとおり体制、運用両面で徹底したガバナンスを実践していることから、着実に実績を上げていると認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不祥事等が発生した場合には、内部統制が機能していたかが直ちに問題となる。機構全体として、引き続き各種規定に基づいた適正な業務運営の確保に努めるべきである。</li> </ul>

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>(9) 活動成果の明確化</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、事業成果に関して業務実績報告書及び年次報告書においてとりまとめるとともに、それらを機構のWEBサイトで公開する。</p> <p>その際、外国人旅行者の増減要因を分析するとともに、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、諸外国の政府観光局の事例研究、サービスの満足度の測定等を実施し、アウトカム指標の設定に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>海外事務所に関しては、各事務所ごとに、その活動内容や事業の成果を報告する。その際は、事務所ごとの活動内容を示す明確な指標を設定するとともに、経年変化も踏まえた具体的かつ定量的な報告となるよう努める。</p>	<p>(9) 活動成果の明確化</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、事業成果に関して業務実績報告書及び年次報告書においてとりまとめるとともに、それらを機構のWEBサイトで公開する。</p> <p>その際、訪日外国人旅行者の増減要因を分析するとともに、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、諸外国の政府観光局の事例研究、サービスの満足度の測定等を実施し、アウトカム指標の設定に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>海外事務所に関しては、各事務所ごとに、その活動内容や事業の成果を報告する。その際は、事務所ごとの活動内容を示す明確な指標を設定するとともに、経年変化も踏まえた具体的かつ定量的な報告となるよう努める。</p>	A	<p>・報道発表等の広報活動の成果として年間1,216件の機構関連記事が掲載され、記事掲載数は過去最高であった昨年実績(1,400件)には及ばなかったが、地方における記者会見の成果として地方紙等における露出が増加し、地方における機構のプレゼンスの向上につながったと言える。</p> <p>・また、機構が主催する「業務報告会」、「JNTO個別相談会」、「インバウンド旅行振興フォーラム」においては、参加者に対しアンケート調査により、顧客満足度や改善点の把握に努めた。さらに、海外事務所の活動内容等をニュースレター等を通じて示すことで、機構の活動成果の明確化に努めた。</p> <p>以上のとおり、活動内容の積極的発信と質の向上に絶えず努めており、着実に実績を上げていると認められる。</p>	



項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 海外宣伝業務 ① 海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供</p> <p>世界の主要な市場国・地域における一般消費者の旅行動向、ニーズ等のマーケティング情報を収集・分析し、最新の各市場での情報や分析結果を出版物、セミナー等により、事業パートナー等へ提供する。</p> <p>【数値目標】 事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が「役に立つ」という回答が平均して7割を上回ることを目指す。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 海外宣伝業務 ① 海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供</p> <p>世界の主要な市場国・地域における一般消費者の旅行動向、ニーズ等のマーケティング情報を収集・分析し、最新の各市場での情報や分析結果を出版物、セミナー等により、事業パートナー等へ提供する。</p> <p>また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘等を踏まえ、訪日旅行促進事業（以下「ビジット・ジャパン事業」という）の効果的な実施に資するため、日本政府観光局としての公平・中立的な立場、現地メディア・旅行会社との間で築いたネットワークを最大限に活用して、海外現地発のマーケティング・プロモーション活動の強化を図る。</p> <p>【数値目標】 事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が「役に立つ」という回答が平均して7割を上回ることを目指す。</p>	A	<p>・国際観光統計等を継続的に発行するとともに、訪日旅行誘致ハンドブックの新編（アジア6市場編）を作成する等、事業パートナーに対するサービスの向上に努めている。</p> <p>・また、近年注目を集めているムスリム市場について、国内の専門家や海外の有識者によるセミナーを実施し、事業パートナーから高い評価を得た。</p> <p>・さらに、「個別相談会」の参加者アンケートでは、回答者の99%が「役立った」と本事業を評価し、「インバウンド旅行振興フォーラム」の参加者アンケートにおいても、100%が「役立った」と高い評価をするなど、事業パートナーに役立つ海外マーケット情報の提供に努めていると言える。</p> <p>以上のとおり、観光統計等の提供による情報発信や顧客ニーズに合った的確な情報発信を継続的に実施しており、着実に実績を上げていると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>②訪日外国人旅行者誘致のための事業 ア 事業計画の策定</p> <p>我が国の観光魅力を海外に発信し、訪日旅行の需要を喚起するとともに、訪日旅行商品の開発・販売を支援する事業を効果的・効率的に実施するため、海外事務所が入手する情報や、本部が実施する調査結果等を活用し、各市場の具体的なプロモーションの事業計画を策定する。</p> <p>事業実施に当たっては、機構が、民間事業者、地方自治体等との間のコーディネート機能を主導的に発揮し、事業の効果的実施を図る。</p>	<p>② 訪日外国人旅行者誘致のための事業 ア 事業計画の策定</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘等を踏まえ、国が実施するビジット・ジャパン事業を通じ、我が国の観光魅力を海外に発信し、訪日旅行の需要を喚起するとともに、訪日旅行商品の開発・販売を支援する事業を効果的・効率的に実施するため、別添1の各市場別の事業計画に基づき、ビジット・ジャパン事業の海外現地マネジメント業務等を行う。</p> <p>事業実施に当たっては、費用対効果を検証しつつ、ビジット・ジャパン事業が最大限効果を上げるべく、民間事業者、地方自治体等とも連携して取り組む。</p>	A	<p>・海外現地発のマーケティング・プロモーション活動を通じて収集・分析した訪日旅行市場の最新情報を観光庁に提供し、VJ事業の企画・立案に貢献した。</p> <p>・さらに、海外事務所のネットワークを活かし、VJ事業の海外現地マネジメント業務を行うとともに、地方自治体や民間事業者との間のコーディネート機能を果たすことを通じて、VJ事業の効果的・効率的な実施に貢献した。</p> <p>以上のとおり、VJ事業の企画・立案や効果的・効率的な実施に貢献するとともに、海外事務所のネットワークを活かし、訪日外国人旅行者誘致について着実に実績を上げていると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成24年度計画			
<p>②訪日外国人旅行者誘致のための事業 イ 広告宣伝・メディア広報事業</p> <p>各市場のターゲット・セグメントに対する広告宣伝事業では、様々なメディア媒体（WEBサイト、テレビ、新聞・雑誌、等）を効果的に組み合わせることで相乗効果をあげるよう努力する。</p> <p>特に、WEBサイトを最も重要なマーケティング手段として位置づけ、WEBサイトの効率的・効果的な活用を図るとともに、一般消費者、旅行会社、メディア等からの問合せに対してもWEBサイトを最大限活用し、良質の情報を効率的に提供する。</p> <p>また、訪日旅行者及び海外送客事業者を対象とする情報コンテンツや機能の拡充（訪日旅行者に関心の高い「食」や「ショッピング」等に関する実用情報、ユーザー参加型機能、言語追加、動画ライブラリ整備等）を行う。</p> <p>メディア広報事業については、海外の有力なメディア（在日外国人メディアを含む。）に対し、WEBサイトやニュースレターによる日本観光情報の提供などを通して訪日取材を働きかける。</p> <p>訪日取材に際しては、国内マーケットのニーズやツアー造成事業に連動した適切な取材対象の選定、国内旅行関連業界との協力による取材先のアレンジ、取材経費の一部負担の支援等を行うことにより、より訪日促進効果の高い記事掲載を促すとともに、WEBサイトへの誘引を働きかける。</p> <p>【数値目標】 中期計画期間中に、機構のWEBサイトのアクセス数を1億ページビューにする。</p>	<p>② 訪日外国人旅行者誘致のための事業 イ 広告宣伝・メディア広報事業</p> <p>ターゲット・セグメントに対する広告宣伝事業を訪日需要喚起を目的とするプロモーション事業の最重要分野と位置付け、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘等を踏まえ、国が実施するビジット・ジャパン事業を通じ、様々なメディア媒体（WEBサイト、テレビ、新聞・雑誌等）を効果的に組み合わせることで相乗効果を上げるよう、ビジット・ジャパン事業の海外現地マネジメント業務等を行う。</p> <p>特に、WEBサイトを最も重要なマーケティング手段として位置づけ、WEBサイトの効率的・効果的な活用及び各種ソーシャルメディアとの連携を図る。</p> <p>海外の有力なメディアに対し、WEBサイトや海外事務所が発行するニュースレターによる日本観光情報の提供等を通して訪日取材を働きかける。</p> <p>訪日取材に対しては、国内事業パートナー（地方自治体、事業者等）のニーズやビジット・ジャパン事業で実施するツアー造成事業に連動した適切な取材対象の選定、国内旅行関連業界との協力による取材先のアレンジ等を行うことにより、より訪日促進効果の高い記事掲載を促す。</p> <p>【数値目標】 機構のWEBサイトのアクセス数を2億7,200万ページビュー以上にする。</p>	S	<p>・機構が運用する世界13箇所のFacebookページから、「日本の今」を伝える旬な情報や、各市場における日本関連情報等を、平日は毎日発信を行った。その結果、Facebookファン数は1年間で約40万人から約65万人へと大幅に増加し、日本の政府機関の海外向けFacebookページの中で最多となっている。</p> <p>・訪日外客に関心のあるテーマを深掘りして特集するマンスリーウェブマガジンの5言語での発行や、スマートデバイス向けの一人歩きモデルコース整備等、新たな情報コンテンツの提供にも積極的に取り組んだ結果、機構WEBサイトのアクセス数は平成23年度実績（約2億1,900万ページビュー）から約49%増の約3億2,660万ページビューとなり、平成24年度計画の数値目標である2億7,200万ページビューを大きく上回った。</p> <p>・メディアを通じた正確な情報発信が非常に重要であるとの認識の下、海外メディアの訪日取材支援による記事掲載を促した他、海外事務所を通じた情報提供による広報支援を積極的に行ったことにより記事掲載が1,619件（平成23年度：1,545件、4.8%増）と、前年を超える実績となった。</p> <p>以上のとおり、世界各地でのWebを中心とした、現地向けの日本情報発信により、数値目標を大幅に上回るアクセス数を達成し、日本への関心喚起と旅行需要創出に寄与していると言え、優れた事業展開が行われていると認められる。</p>	<p>・ページビューが伸びていることは適切に評価すべきであるが、ページビューはWebサイトの効果を測る指標の一つであり、ページビューを重視しすぎるべきでないよう留意して、今後の目標設定をしていくべきである。</p>

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成24年度計画			
<p>② 訪日外国人旅行者誘致のための事業 ウ 訪日旅行商品の造成・販売支援</p> <p>海外の旅行会社の訪日旅行商品造成を支援するため、情報提供・コンサルティング、旅行博覧会や展示会等への出展、有力旅行会社の日本への招請、日本における商談会の開催等の支援を行う。また、民間競争入札の導入等により、可能な限り民間委託を推進するとともに、一般消費者向けに日本の観光宣伝をあわせて行う際には、地方自治体、民間事業者等と連携することで、効率的・効果的な事業展開を図るべく努力する。</p> <p>また、機構が主催する研修・セミナーの実施、現地旅行会社との共同広告、有力な訪日旅行販売担当となる可能性のあるJTS（Japan Travel Specialist）育成事業等により現地旅行会社の訪日旅行商品販売活動を支援する。</p> <p>【数値目標】 中期目標期間中に、機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を60万人とする。</p>	<p>② 訪日外国人旅行者誘致のための事業 ウ 訪日旅行商品の造成・販売支援</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘等を踏まえ、海外現地実施本部の役割を担い、海外での旅行見本市への出展や海外旅行会社の招請等のビジット・ジャパン事業の海外現地マネジメント業務等を行う。</p> <p>【数値目標】 機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を60万人とする。</p>	A	<p>・旅行業界やメディア向けの情報発信を継続するとともに、共同広告、海外での旅行博への出展、海外旅行会社の招請等のビジット・ジャパン事業の海外現地マネジメント業務等を的確に行ったと言える。</p> <p>・その結果、13事務所中8事務所において目標の送客数を上回り、全体でも目標値の60万人を上回る64.9万人に達し、震災前の水準に回復した。</p> <p>以上のとおり、海外事務所などにおける多種多様な活動により、訪日旅行者数が大幅に増加しており、着実に実績を上げていると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成24年度計画			
<p>(2) 国内受入体制整備支援業務 ① 観光案内所の整備支援業務</p> <p>外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、機構のビジット・ジャパン案内所に加入した観光案内所に対し外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行い、観光立国推進基本計画に掲げられている「平成23年度までにビジット・ジャパン案内所の数を300箇所とする」目標の実現に国交省と協力して取り組むとともに、案内所の提供するサービスの質の向上に努める。</p> <p>ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方自治体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、中期目標期間終了時まで事業の在り方を検討する。</p> <p>ツーリスト・インフォメーション・センター（以下、「TIC」という。）は、TICを利用する訪日外客の動向、ニーズ等に関する情報を随時把握し、TICに求められるサービス内容を踏まえつつ、その情報を海外宣伝事務所、地方公共団体、民間事業者等にフィードバックするためのアンテナショップとしての機能を積極的に果たしていく。また、TICは最新日本観光情報の収集・整備を行い、海外事務所及びTICを訪れる外国人旅行者や、ビジット・ジャパン案内所に提供する情報収集整備機能を果たす。</p>	<p>(2) 国内受入体制整備支援業務 ① 観光案内所の整備支援業務</p> <p>外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、ビジット・ジャパン案内所に加入した観光案内所に対し外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行い、観光立国推進基本計画に掲げられている「平成23年度までにビジット・ジャパン案内所の数を300箇所とする」目標を達成したところであるが、平成24年4月から導入される新たな外国人観光案内所の認定制度における認定・支援を通じ、引き続き指定案内所の増加に観光庁と協力して取り組むとともに、案内所の提供するサービスの質の向上に努める。また、観光庁が進めている案内所のICT化についても協力する。</p> <p>ツーリスト・インフォメーション・センター（以下「TIC」という。）は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘等を踏まえ、平成24年に1月から民間委託を開始したところであるが、その際、TICを利用する訪日外客の動向、ニーズ等に関する情報を把握し、それらの情報を機構の海外事務所、地方自治体、民間事業者等にフィードバックすることで、訪日外国人旅行者のニーズを探るアンテナショップとしての機能を積極的に果たすとともに、海外にむけた積極的な広報活動を行う。また、最新の日本観光情報の収集・整備を行い、海外事務所及びTICを訪れる外国人旅行者や、ビジット・ジャパン案内所に提供する。</p>	A	<p>・新たな外国人観光案内所認定制度について、報道発表、JNTOニュースフラッシュ、ビジット・ジャパン案内所通信等を通じて周知を行い、外国人観光案内所網の拡充に努めた結果、「JNTO認定外国人観光案内所」数が平成24年3月末の313カ所から平成25年3月末には342カ所に増大し、外国人旅行者の利便性向上につながったと言える。</p> <p>・認定外国人観光案内所に対しては、研修会開催、案内業務に役立つ情報の発信等により、機能向上のための支援を着実に実施した。また九州地方及び中国・四国地方の認定案内所の実態調査を行い、各観光案内所の提供するサービスの質の向上を図る上でどのようなニーズがあるか把握し、今後の支援計画に反映させた。</p> <p>・TICにおける外国人旅行者へのサービス提供に関しては、全国の外国人観光案内所のリード役として、機構が保有する全国の観光情報等を活かした多言語（英中韓）での対応を年中無休で行うとともに、民間とのコラボレーションによる質の高いサービスの提供を図った。全国関係者の視察や実地研修等の随時受入や、簡易通訳サービスの提供等、全国の外国人観光案内所の機能向上や運営支援に資する全国外国人観光案内所の中核的機能を果たした。TICの効率的・効果的な運営に努めた結果、来訪者数、照会件数ともに前年度実績を大きく上回った。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成24年度計画			
			<p>・さらに、スマートデバイス向け情報コンテンツを整備し、全国の関係者・事業パートナー等に対して外国人旅行者も利用可能なWi-Fi環境の導入や海外発行カードが利用可能なATM整備促進を積極的に働きかける等、外国人旅行者が快適に旅行できる環境づくりに貢献したと言える。</p> <p>以上のとおり、機構認定案内所の拡充並びにTICの質の向上などにより外国人向け案内の充実を図るとともに、外国人向け滞在環境の充実に尽力しており、着実に実績を上げていると認められる。</p>	
<p>②通訳案内士試験業務</p> <p>通訳案内士試験ガイドラインに基づき、通訳案内士試験事務を代行する。試験実施に当たっては、試験事務の安定性、統一性、公正性を確保しつつ、民間競争入札を導入して業務の効率化を図る。</p> <p>また、自治体を実施する地域限定通訳案内士試験事務に対して、試験問題の提供等の支援を行う。</p>	<p>② 通訳案内士試験業務</p> <p>通訳案内士試験ガイドラインに基づき、通訳案内士試験事務を代行する。試験実施に当たっては、試験事務の公正性等を確保しつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>平成24年度は、前年度に引き続き競争入札により願書受付や試験会場運営など広範・多岐にわたって試験事務を行う事業者と連携を密にして、公正かつ的確に業務を実施する。</p> <p>併せて、自治体を実施する地域限定通訳案内士試験事務に対して、試験問題の提供等の支援を行う。</p>	A	<p>・「通訳案内士試験ガイドライン」に基づき、試験事務の公正性等を確保しつつ、試験事務を代行した。運営経費、会場費を削減し、更なる業務の効率化を実現するとともに、地域限定通訳案内士試験を実施する沖縄県に対して支援を行う等、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成24年度計画			
<p>(3) 国際会議等の誘致・開催支援業務 ①国際会議等の誘致支援業務</p> <p>国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していく。</p> <p>また、海外の国際団体・機関の本部や、受け入れ先となる国内の関係団体・機関、地方自治体、コンベンションビューロー等からの情報収集活動を強化するとともに、これまでの誘致活動の効果についての分析・検証を行い、その結果に基づき、海外事務所を活用した支援や、地方自治体、コンベンションビューロー等に対するノウハウの提供等、誘致活動を効果的・効率的に実施する。</p> <p>国際会議の開催件数については、我が国における開催件数が正確に統計に反映されるよう、地方自治体等を通じた調査を実施するとともに、国際機関への働きかけを行う。</p> <p>インセンティブ旅行（企業報奨旅行）の誘致については、韓国、中国、タイ、シンガポール等アジア諸国からの誘致活動を拡大するとともに、欧米のインセンティブ旅行市場開拓も強化する。</p> <p>②国際会議の開催支援業務</p> <p>誘致が決定した国際会議の開催を円滑に進めるため、ノウハウ事例の提供、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の事業を実施する。</p> <p>【数値目標】 中期目標期間中に、機構が誘致した国際会議の数を90件とする。</p>	<p>(3) 国際会議等の誘致・開催支援業務 ① 国際会議等の誘致支援業務</p> <p>観光庁が取りまとめた「観光立国推進基本計画」に基づき、MICEの啓発、推進を行う。国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していく。</p> <p>また、海外の国際団体・機関の本部や、受け入れ先となる国内の関係団体・機関、地方自治体、コンベンションビューロー等からの情報収集活動の強化、国際会議データベースの充実等を図る。また、誘致活動を効果的・効率的に実施するために海外事務所を活用した主催者等に対する会議誘致に関する支援や、地方自治体、コンベンションビューロー等との連携強化を図る。</p> <p>我が国における国際会議の開催件数が正確に統計に反映されるよう、地方自治体等を通じた調査を実施し、国際機関へ報告を行う。</p> <p>さらに、地域経済への効果が高いインセンティブ旅行（企業報奨旅行）の誘致については、市場が拡大している韓国、中国、タイ、シンガポール等アジア諸国からの誘致拡大に加え、欧米豪からのインセンティブ旅行市場の開拓を図る。</p> <p>具体的には、別添2の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力をを行う。</p> <p>② 国際会議の開催支援業務</p> <p>国際会議の開催を円滑に進めるため、ノウハウや事例の提供を含むコンサルティングを行い、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の事業を実施する。</p> <p>具体的には、別添2の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力をを行う。</p> <p>【数値目標】 機構が誘致した国際会議の件数を90件とする。</p>	B	<p>・平成23年度にリニューアルしたセールスデータベースシステムを活用した有望な会議誘致案件の発掘に努め、57件の国際会議の誘致に成功した。また、成長する東南アジアの需要を取り込むべくタイ市場でインセンティブセミナーを開催する等、インセンティブ誘致についても強化した。</p> <p>・しかし、円高による会議開催経費の高騰や依然残る原発事故の影響等の理由により会議誘致を断念する国内主催者が多かったこと、開催地域のローテーションの関係や政府等の助成金及び施設の割引制度が充実したアジア太平洋諸国の台頭により競合案件で誘致に至らなかった会議があったこと等の理由により、誘致件数は、震災の影響を受けた平成23年度の47件を上回ったものの、中期計画・年度計画の目標数値である90件の誘致には至らなかった。</p> <p>・円高や震災の影響など、機構の責めに帰すことができない事由によることも大きいのは否定できないが、国際会議の誘致・開催のための国際競争に勝ち抜くためには、関係省庁、関係団体との更なる連携や業務の進め方のさらなる工夫が必要と言える。</p> <p>以上のとおり、国際会議を誘致するための尽力により、震災年よりは多くの国際会議の誘致に成功しているため、概ね着実に実績を上げていると認められるものの、目標数に到達しなかったのは事実なので、今後一層の努力が必要である。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成24年度計画			
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>個別相談会の開催やビジット・ジャパン・キャンペーン事業の実施に当たっての支援、国際会議の開催・誘致の支援等を通じて、事業パートナーとの連携を強化し、顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等からの賛助金拠出の維持・増加に努めるとともに、賛助会員の増加による会費収入の増加を図る。</p> <p>(2) 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙</p> <p>(3) 収支計画及び資金計画 別紙</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>インバウンド・フォーラム及び個別相談会の開催や海外プロモーション事業の実施に当たっての支援、国際会議の開催・誘致の支援等を通じて、事業パートナーとの連携を強化し、顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等賛助団体からの賛助金拠出の維持・増加に努めるとともに、賛助会員の増加による会費収入の増加を図る。また、受託業務にも積極的に取り組み、収入増を図る。</p> <p>(2) 予算（人件費の見積りを含む） 別紙</p> <p>(3) 収支計画及び資金計画 別紙</p>	A	<p>・観光業界以外の業種も含め、会員拡大による自己収入の確保を進めた。その結果、賛助団体として5団体、会員として19団体が新たに加入した。財政事情等の理由により、賛助団体9団体及び会員9団体が退会したものの、全体では、6団体の増加となり、賛助団体・会費収入の拡大につながった。</p> <p>・また、機構が毎月発行するウェブマガジンを活用した記事広告事業を開始し広く募集を行った結果、年度内で10枠の申し込みがあり、約1,900万円の新たな収入確保につながった。</p> <p>以上のとおり、提供サービスの質向上等により、厳しい経済環境にもかかわらず、会員・賛助会員を増やしており、また、記事広告事業を効果的に活用して自己収入の確保に努めており、着実に実績を上げていると認められる。</p>	
<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。</p>	—	<p>該当なし。</p>	
<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし</p>	<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし</p>	—	<p>該当なし。</p>	



項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
<p>6. 剰余金の使途</p> <p>剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外からの訪日旅行の促進の効果が高く見込まれる海外宣伝事業費の使途に充てる。</p>	<p>6. 剰余金の使途</p> <p>剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外からの訪日旅行の促進の効果が高く見込まれる海外宣伝事業費の使途に充てる。</p>	—	該当なし。	
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>（1）人事に関する計画 前述のとおり、人件費の削減や、民間からの出向者等の活用、プロパー職員の育成等に努める。</p> <p>（2）独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）第10条第1項に規定する積立金の使途</p> <p>（3）その他中期目標を達成するために必要な事項 なし</p>	<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>（1）人事に関する計画 前述のとおり、人件費の削減や、民間からの出向者等の活用、プロパー職員の育成等に努める。</p> <p>（2）独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）第10条第1項に規定する積立金の使途</p> <p>（3）その他中期目標を達成するために必要な事項</p>	—	<p>（1）については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の「（2）総人件費改革」、「（6）民間からの出向者等の活用」、「（7）プロパー職員の育成等」に記載のとおり。</p> <p>（2）、（3）については該当なし。</p>	

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評定の分布状況（項目数合計：17項目）

（17項目）

SS	0項目	
S	1項目	□
A	15項目	▬
B	1項目	□
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

1. 業務運営の効率化

- ① 一般管理費については、平成19年度比15%との目標に対し、16.8%の減となっており、目標を達成している。また、運営費交付金対象業務経費については、平成19年度比5%減との目標に対し、対平成19年度比11.5%減となり、目標を大幅に上回る実績となり、評価できる。
- ② 総人件費については、昨年度との比較では、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準ずる給与減額措置の開始時期が国家公務員よりも3カ月遅れたこともあり、113.9となったが、機構の条件（在京、大卒）を勘案したラスパイレス指数では、昨年度より+8.9となったが、96.7となっており、100を下回っており、着実な改善が認められる。
- ③ 組織については、平成24年4月に本部を改編し、管理部門の一元化、事業連携推進部の設置など、海外宣伝事業に更に重点を置く体制を整えた。また、海外事務所については、事業・運営の検証を行うとともに、その結果を踏まえ、海外事務所運営の改善を行った。このように、業務効率化に向けて着実な取り組みを行っている。
- ④ 人材については、地方自治体や観光関連事業者からの出向者を受け入れ、他機関との連携強化を図っているほか、プロパー職員のキャリア形成に配慮した人事異動を行い、研修やOJTも含め、能力開発を図っており、着実な人材養成と業務の質の向上を志向していると認められる。
- ⑤ 競争性のない随意契約については、本部の賃借料等、随意契約が不可避のもの以外は限界のレベルまで競争性のある契約方式を導入している。
- ⑥ WEB サイトやニュースレター等を活用し、国民に対する情報開示と機構の組織や活動等の広報について質量両面で拡充強化している。

以上のように、中期目標を確実に上回る取り組みの実践と成果を上げており、業務運営の効率化については、着実に実績を上げていると認められる。

2. 業務の質の向上

- ① 機構が運用する世界13箇所のFacebook ページから、平日は毎日の日本関係情報の発信を行った結果、Facebook ファン数は、1年間で40万から65万に急増した。また、マンスリーウェブマガジンの5言語での発行、スマートデバイス向け独り歩きモデルコース整備等、新たな情報コンテンツ提供にも積極的に取り組み、機構 Web サイトアクセス数が、平成23年度実績の2億1,900万ページビューから平成24年には3億2,660万ページビューに急増し、24年度目標の2億7,200万ページビューを大幅に超えるなど、新しいメディアを駆使して海外向けに積極的に日本の魅力情報を提供し、またそれに海外の人が大きく反応するなど、優れた訴求効果を表していると認められる。
- ② 旅行業界やメディア向け情報発信、共同広告、海外旅行博への出展等、ビジット・ジャパン事業の海外現地マネジメントを的確に実施し、機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を60万人とする目標の送客数を13海外事務所中8事務所において上回り、全体でも目標値を上回る64.9万人を記録するなど、海外事務所における優れたプロモーション活動によって、外国人旅行者の

訪日に寄与したと認められる。

- ③ 訪日外国人向けの受け入れ体制支援に関しては、機構が認定する外国人観光案内所が平成24年3月末の313箇所から平成25年3月末の342箇所に増加し、利便性が向上している。また、認定外国人観光案内所への研修や有用情報提供、リード役たるツーリスト・インフォメーション・センター（TIC）における多言語（英中韓）での年中無休の対応や民間とのコラボレーションにより質の高いサービスを提供している。また、Wi-Fi環境の導入や海外発行カードが利用可能なATM整備の働きかけ等、外国人旅行者が快適に旅行できる環境づくりに貢献したと認められる。

以上のように、東日本大震災で落ち込んだ訪日外国人旅行者の回復に向けて官民一丸となって様々な取り組みを行った結果、訪日外国人旅行者数はほぼ震災前のレベルまで回復したところであり、その中で様々なアプローチを行ってきた機構の努力は多とするととらえられ、着実に成果を上げていると認められる。

### 3. 予算、収入計画及び資金計画

- ① 観光業以外の業種も含めた会員拡大による時収入確保を進め、加入、脱退はあったものの、全体で6団体の賛助団体・会員団体の増加があり、会費収入等の増加に寄与したと認められる。
- ② 機構が毎月発行するウェブマガジンを活用した記事広告事業を開始し、1,900万円の新規収入につながった。

以上のように、1. ①、②、⑤に記した支出削減方策とも相俟って、着実に実績を上げていると認められる。財政健全化のため、さらなる会員・賛助会員の獲得に邁進することが期待される。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

国際会議の誘致について、円高による会議諸経費の高騰や震災の影響など、機構の責めに帰すことができない事由によるところも大きいとはいえ、会議の誘致件数が、震災の影響を受けた平成23年度よりは上回ったものの、目標値に届かなかった。

今後とも、日本におけるMICEの魅力を積極的に発信していくとともに、国際会議の誘致に向けた関係機関への働きかけを、本部、海外事務所一体となってより強力に実践する必要がある。

（その他）  
特になし

総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)  A	(評定理由) 機構は、コスト削減を図りながら、訪日外国人旅行者の増加と外国人旅行者の日本滞在における案内業務等に積極的かつ効果的な役割を果たしており、外国人旅行者の持続可能な増加に向けて、着実な成果を上げていると認められるため。
---------------------------------------	---

	実績	評価
<p>1 政府方針等</p> <p>○ 「平成23 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23 年12 月9日政委第27 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。</p>	<p>該当無し</p>	<p>当該法人の中期目標期間の終了は平成24年度末のため該当しないことを確認している。</p>
<p>○ 「平成23 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25 年1月21 日政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。</p>	<p>・ 内部統制の充実・強化に関して、監事監査規程及び監事監査計画に基づき、平成24年度は決算監査、業務監査、海外事務所現地監査、保有個人情報に関する監査、随意契約に係る監査を実施し、監査の指摘事項を踏まえ、業務改善に取り組んだ。なお、機構の監事は平成24年度に開催された国交省独立行政法人評価委員会国際観光振興機構分科会に出席し、平成23年度の監事監査結果について書面を提供するとともに意見を申し述べている。</p> <p>・ 評価指標の妥当性については、中期目標、中期計画で定めた全ての数値目標について、年度計画において具体的な目標設定を行う等、年度計画の評価指標に中期目標、中期計画の内容が的確に反映されるよう努めた。</p>	<p>内部統制に関しては、組織管理、労務管理などに関する規定の整備、研修、オリエンテーションを通じて事務処理の適正化のための周知を徹底しているほか、法人文書の開示や保有個人情報の適正管理のための教育指導を強化する等、適切な管理を行っている事実を確認しており、実効性のある内部統制が実行されていると認められる。</p> <p>評価指標の妥当性については、24年度計画は、中期目標、中期計画の進捗の中に位置づけられた最終目標であり、24年度計画が中期計画の達成につながるものと評価できる。</p>
<p>○ 政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項について、その進捗状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>該当無し</p>	<p>特段の指摘事項等がないことを確認している。</p>

	実績	評価
<p>2 保有資産の管理・運用等</p>		
<p>○ 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>当機構の宿舎は借上宿舎のみであるが、その戸数については今後も必要最低限のものとすると共に、使用料の水準については国家公務員の宿舎使用料の動向を見つつ検討していきたい。(ただし、国家公務員の宿舎のほとんどが保有宿舎である一方、機構の宿舎は借上宿舎のみのため、一律の比較は困難である点に留意の上、検討を行う。)</p>	<p>借り上げ戸数はその時々で変動があるものの、現時点では2戸のみであり、また、その管理は独立行政法人国際観光振興機構宿泊管理規定に基づき適正に行われていると認められる。</p>
<p>○ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>機構の宿舎は保有宿舎ではないため該当しない。また、職員の福利厚生を目的とした施設については保有していない。</p>	<p>当該機構は小規模であるため、機構独自で保有する宿舎は存在しないほか、福利厚生を目的とした施設も保有していないことは確認済みである。</p>
<p>3 内部統制</p>		
<p>○ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価。</p>	<p>・ 危機管理においては、緊急事故・事態の発生に際し、直ちに業務上の措置をとるため、海外における緊急事態対応マニュアル、緊急連絡網を整備し、特に幹部・管理職は全員、携帯電話番号一覧カードを作成して常時保持している。</p> <p>・ 平成24年度は、職員及びその家族の安全を確保しつつ、最低限必要な機構の業務を継続することを目的とした事業継続計画(BCP)を策定した。本計画は、自然災害のうち、当面、地震(震度6弱以上(23区内震度5強以上)の地震)を想定リスクとし、機構の重要業務を明確化し、災害発生直後、その後回復期にすべきこと、さらにツーリスト・インフォメーション・センター(TIC)による訪日外国人への情報提供内容を示している。</p>	<p>平成23年のバンコクにおける洪水などを契機に、危機管理体制の整備の必要性を強く認識し、危機管理時の対応、及び危機発生時における必要最低限の業務継続のための計画(BCP)を作成するなど、危機発生を想定した十分な対応を行っていると認められる。</p> <p>特に、危機発生時に情報難民となりやすい外国人向けにTICによる訪日外国人への情報提供などもBCPに含めている点は、機構の在り方に照らしても大いに評価できる。</p>